

【相談内容】

No48.自転車歩行者専用道路の設計自動車荷重について

- 自転車歩行者専用道路については、通常、自動車の通行はないところであり、救急車等の緊急車両の通行を考慮し、設計自動車荷重30kNでの設計を考えていたが、橋梁点検車や工事施工時、維持管理時の工事車両が橋梁を走行する場合は、点検車や重機等の荷重を考慮した設計荷重としなければならないか？

【助言内容】

- 相談内容にある「設計自動車荷重30kN」については、道路構造令の解説と運用（以下、「道路構造令の解説」）で言うところの小型道路の設計自動車荷重のことと推定される。
- 設計自動車荷重が30kN以上を超える車両（橋梁点検車や工事施工時、維持管理時の工事車両（以下、「対象車両」））の通行を許す自転車歩行者専用道路については、当該道路における対象車両の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造としなければならないため、その交通の状況によっては対象車両の設計自動車荷重を考慮して設計する必要がある。
- 設計に用いる設計自動車荷重については、その根拠となる対象車両について、橋梁点検の場合いくつかある点検方法（点検車、高所作業車、足場、ロープアクセス、点検支援技術など）のうち橋梁点検車等の車両を活用する必要があるのかなどを検討することが必要
- また、工事施工時（自転車道整備、他工事への工事用道路等）、維持管理時（道路巡回、軽作業等）の対象車両についても作業内容等を鑑みて活用する車両を確認する事が必要